

3. 平成21年度財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業計画書

第 17 期

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

事業活動方針

当公社は、市民の文化・スポーツ活動の普及振興を図り、船橋市から指定を受けた文化・スポーツ施設を管理運営し、また文化・スポーツ事業を行うことにより、心豊かで健康な明るい市民生活の形成に寄与いたします。

指定管理者4年目を迎え、船橋市から指定を受けた船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの施設を管理運営するにあたり、公社の基本理念及び行動指針のもとに職員が一丸となって公共の文化・スポーツ施設への幅広い市民のニーズに応え、より一層の「市民サービスの向上」と「経費の節減」の両立を図ります。

事業内容

I. 文化事業及び船橋市から指定を受けた文化施設の管理運営事業

1. 船橋市民ギャラリー

(1)施設運営事業

船橋市民ギャラリー条例及び船橋市民ギャラリー条例施行規則の規定に基づき、絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術振興のための施設及び設備の提供を行います。

(2)自主事業

①イベント事業

○ふなばし現代アート展`09「アラカルト」

芸術家を志す若手アーティスト達が、日頃から磨きあげている美術作品を多くの市民や美術関係者に鑑賞していただくために、展覧会を開催します。

○船橋市所蔵作品展(仮称)

船橋市にゆかりのある芸術家の所蔵作品展を開催します。(新規・年1回)

②教室事業

○美術スライドレクチャー

歴史的な建築物や人物など、西洋の美術史をスライド映写機で解説する講座を開催します。

(3)その他

○千人の音楽祭への協力

船橋市及び船橋市教育委員会が主催する「千人の音楽祭」に協賛し、協力します。

2. 船橋市茶華道センター

(1)施設運営事業

船橋市茶華道センター条例及び船橋市茶華道センター条例施行規則の規定に基づき、茶道、華道その他の伝統文化の振興のための施設及び設備の提供を行います。

(2)自主事業

①イベント事業

○スクエア寄席(年2回)

日本の伝統芸能を気軽に楽しんで頂くため、若手の落語家による寄席を開催します。

○茶室開放日(月1回)

茶道や茶室の雰囲気を感じとって頂くため、茶室を無料で見学できるよう開放します。また、茶席体験などを行います。

②教室事業

○茶道の世界

初心者から経験者までを対象として、各流派の立ち居振る舞いや茶の点て方などより実践的な作法の習得を目指していきます。

- ・表千家(2コース・10回を1期として2期開催) ・裏千家(2コース・10回を1期として2期開催)
- ・宗徧流(新規・10回を1期として2期開催)

○華道の世界

初心者から経験者までを対象として、四季折々の花材を使いながら華道の基礎から応用までの技術の習得を目指していきます。

- ・古流(10回を1期として2期開催) ・池坊(10回を1期として2期開催)
- ・小原流(10回を1期として2期開催)

③その他事業

○ふなばしこども伝統文化教室

地域の文化団体との共催で、こどもを対象として茶道、華道、舞踊の伝統文化教室を開催します。

II. スポーツ事業及び船橋市から指定を受けたスポーツ施設の管理運営事業

1. 船橋市総合体育館(船橋アリーナ)

(1)施設運営事業

船橋市総合体育館条例及び船橋市総合体育館条例施行規則の規定に基づき、スポーツ及び文化の活動のための施設及び設備の提供を行います。また、施設利用者の便宜を勘案し、公社の採算性を踏まえて、利用料金を条例の範囲内で見直し・検討を加え、利用しやすい料金体系をセットして利用促進を図ります。

○駐車料金プリペイドカードによる精算方式の導入の検討

利用者の声を反映し、更なる駐車場利用者へのサービスとして「駐車料金プリペイドカードによる精算方式」の導入を検討いたします。

(2)自主事業

①イベント事業

○バスケットボールWリーグの開催(2試合)

日本の女子実業団のトップクラスのバスケットチームで行うWリーグを、過去最多の優勝実績を持つJOMOサンフラワーズのホームタウンゲームとして開催いたします。

- ・平成21年10月11日(日) JOMO VS 日本航空
- ・平成21年11月 1日(日) JOMO VS シャンソン

○体育の日スポーツフェスティバルの開催

体育の日に、市民の方々への日頃のご愛顧に感謝し、個人利用施設の利用料金を無料、また、スポーツ振興と施設のPRを兼ねてエアロビクス体験レッスンなどを無料で開催し、自主事業の「こどもバレエ」や「チアリーディング」の演技発表会などを行います。また、近隣町会や消防署の協力を頂き、新鮮野菜の直売会やはしご車の試乗会等イベントを開催いたします。フェスティバルに参加された近隣地区の市民の方に、期限付きの施設利用券を配付し、利用促進を図ります。

○子どもの日施設無料開放

子どもの日に、中学生以下を対象とした施設の無料開放等を行います。

②教室事業

○親子・0歳児・幼児から小学生・中学生を対象とした子育て支援&スポーツ健康教室事業

教室名	マタニティ	ママボティ	すくすく	のびのび	ふれあい	親子ヨガ	ベビーピクス	ふれあいスイミング
対象	妊娠5ヶ月～ 医師・家族の参加 同意書を用意 できる方。	産後1ヶ月検診 が終了～6ヶ月 までの母親	6ヶ月～1歳半 までの幼児と母 親	1歳半～3歳ま での幼児と母親	1歳半～2歳半 までの幼児と母 親	3歳以上の未就 学児と母親	6ヶ月～1歳半 までの幼児と母 親	1歳半からの幼 児と母親
日程	月2回	月2回	月2回	月4回	月4回	月4回	月4回	月4回
備考	共立習志野台病院 と共催	共立習志野台病院 と共催	3コース開催					
教室名	こどもスポーツ	チアリーディング	こどもバレエ	こども新体操	キッズテニス	こどもアチリ-	女子サッカー	こどもスイミング
対象	4歳から8歳ま での幼児・児童	4歳から12歳 までの幼児・児 童	4歳からの未就 学児	4歳から中学生 まで	5歳から小学校 低学年まで	小学生	小学4年生から 中学生まで	3歳から小学生 まで
日程	月4回	月4回	月4回	月4回	月4回	4回1期で開催	月4回	月4回
備考	3コース開催	バ 別に4クラス 年2回程発表の場 を提供	年2回程発表の場 を提供	4歳～1クラス 小学生～1クラス	スポンジボールを 用いたショートテ ニス	NPO法人ほのほ のスポーツクラブ との共催	NPO法人カン テラとの共催	幼児4コース 児童8コース

○成人向けスポーツ健康教室

- ・短期集中ダイエットスクール(18回を1期として5期開催)
- ・メタボリック対策講座(全24回・随時募集)
- ・卓球技術講習会(6回を1期として2期開催)
- ・その他教室(スイミングレッスン・アクアビクスレッスン・エアロビクスレッスン・スタジオフリーレッスン・スタジオホリデーレッスン)

(3)施設維持管理

船橋市教育委員会で示された船橋市総合体育館の維持管理業務基準に従い、施設の維持管理業務を実施いたします。

(4)その他

①施設運営改善のためのモニタリング

平成20年度に引続き、利用者・近隣市民で構成する運営協議会を年4回開催し、定期的に意見をいただき、施設運営の改善に反映させ、施設への理解を深めていただきます。

②広報事業

新京成バスによるラッピング広告や、新京成北習志野駅、新津田沼駅及び東葉高速鉄道船橋日大前駅に駅看板を設置し、施設をPRします。また公社が管理運営する施設の利用方法や文化・スポーツの自主事業等を広く市民に広報し利用促進を図ります。

③情報提供事業

インターネット閲覧コーナーにより、利用者及び来館者に文化・スポーツ事業の情報を提供します。

④売店事業

軽食、飲料水自動販売機を随所に設置し、利用者の利便を図ります。売店の運営は、船橋市の福

社団体と売店業務契約を結び、利用者へ利便を図るとともに、障がい者の就労や活動の機会を提供します。

⑤個別健康相談

船橋アリーナ利用者及び地域住民を対象に、心身の健康に関する「個別健康相談」を実施します。

⑥体育館の有効利用

船橋アリーナは、スポーツ以外の多目的な催し物にも広く需要があることから、地域活動に貢献できる催しにも提供できるよう検討します。

2. 船橋市武道センター

(1)施設運営事業

船橋市武道センター条例及び船橋市武道センター条例施行規則の規定に基づき、武道その他のスポーツの活動のための施設及び設備の提供を行います。

(2)自主事業

①教室事業

○夏休みこども武道教室(各教室全5回)

・こども剣道教室 ・こども柔道教室 ・こども相撲教室 ・こども合気道教室(新規)

○ヨガ教室(各教室とも、10回を1期として4期開催)

・パワーヨガ教室 ・癒しのヨガ教室

○新体操教室(各クラス月4回)

・未就学児新体操クラス ・小学生新体操クラス

○バレエ教室(各クラス月4回)

・3歳から未就学児バレエクラス ・小学校低学年バレエクラス

○太極拳教室(月4回)

(3)施設維持管理

船橋市教育委員会で示された船橋市武道センターの維持管理業務基準に従い、施設の維持管理業務を実施いたします。

(4)その他

○定期利用団体登録制度による利用促進

定期的にご利用しようとする団体の把握に努め、定期利用団体の利用日時を調整し、効果的な施設の利用促進を図ります。 *平成21年度52団体が登録し、施設を利用する予定

○定期利用登録団体との連携

定期利用団体に登録し、長年定期的にご利用して頂いている各団体と連携して教室事業を企画開催いたします。定期利用団体を核に広く市民に武道・スポーツに親しむ機会を広げます。

III. その他の事業

1. 顧客満足度を高めるためのモニタリング

「意見箱」に加え、施設を利用されるお客様や自主事業開催の際には、アンケート調査を行い、その集計結果を基に利用者の要望などを具体的に検討し、対応します。

2. ホームページによる広報事業

公社が管理運営する施設の利用方法や文化・スポーツの自主事業等を、ホームページにより広く周知するとともに、施設を利用して頂いているサークルの情報もホームページに掲載し、活動の場を探している市民に情報提供していきます。

3. 指定管理者基礎評価調査の実施

財団法人日本体育施設協会が実施している指定管理者基礎評価調査を受検し、市民サービスが低下しないよう外部チェックを受け、次期指定管理者選定に向けた準備を行います。

4. 施設の充実

公社が管理運営する施設において、その利用者や来館者が安全かつ快適に施設を活用するために必要となる設備・修繕については、教育委員会の承認を得ながら、公社として協力します。

5. 近隣財団とのネットワーク

財団法人習志野市スポーツ振興協会、財団法人浦安市施設利用公社とネットワークを組み、定期的に情報交換を行います。指定管理者としての施設運営やスポーツ事業等についてお互いのノウハウを活用しあい、財団運営の強化を図ります。

6. 公社職員の育成

指定管理者として、施設を効果的・効率的に管理運営するためには、専門的知識が求められるほか多角的な資質も必要となることから、資格の取得やスキルアップ等の研修をもって公社職員を育成します。

7. 公益法人制度改革への対応(公社のあり方・方向性の検討)

昨年設置された船橋市外郭団体連絡協議会で各団体と情報交換を行い、公益法人制度改革に対応するため、今後の公社のあり方・方向性をあらゆる角度で検討します。